

# 地域安全まちづくり推進計画（第6期）の構成案

## 地域安全まちづくりの現状と課題

### 社会情勢

- 人口減少・少子高齢化の進展
  - ・兵庫県人口は平成21年をピークに減少。R3の高齢化率29%
- コロナ禍
  - ・人と人との接触機会の低減、3密の回避、外出・会食自粛等が要請され、多人数が集まる行事・活動が実施困難になる。
  - ・地域における人のつながりの希薄化が一層深刻になり孤立が顕在化
- インターネット利用の急速な拡大に伴うインターネット犯罪の巧妙化・増加

### 兵庫県の犯罪状況等

- 刑法犯認知件数 [R2] 34,249件 (H14ピーク時の2割まで減少)
- 高齢者の振り込み詐欺を始めとする特殊詐欺被害の増加
- 未成年者に対する声かけ事案等の発生件数が高止まり
- 女性に対する性犯罪被害は高止まり

### R3 県民モニターアンケート結果

- 空き巣などの侵入窃盗に次いで、インターネット犯罪を不安に感じる人が多い。
- 地域の安全確保や子どもを犯罪から守るために防犯カメラの設置が必要と考えている人が多い。

### まちづくり防犯グループの現状と課題

- まちづくり防犯グループ参加者の高齢化に伴う担い手不足
- まちづくり防犯グループ数の減少 [R2] 2,205グループ (H29: 2,329グループ)
- コロナ禍の下でも、多くのグループが感染防止に配慮しつつ防犯パトロールや見守り活動を継続実施している。
- 会合や行事をメールやSNS、オンライン会議などITCを活用して現実には集まらずに行う新しい取り組みが始まっている。
- 事業所の防犯活動への参加は低調

## 推進計画の基本的事項

### 【位置づけ】

地域安全まちづくり条例第12条に基づく計画（地方再犯防止推進計画を兼ねる）

### 【基本理念】

人と人、人と地域のきずなを強め、地域社会の力を基本として安全に安心して暮らすことのできる元気な兵庫の実現をめざす。

### 【計画期間】

令和4年度～令和6年度（3年間）

## 成果指標

- 刑法犯認知件数の減少傾向を維持する
  - 【重点目標】
    - ・高齢者の特殊詐欺被害を減少させる
    - ・子どもに対する声かけ事案等発生件数を減少させる
- 「住んでいる地域は治安が良く、安心して暮らせると思う人（体感治安）の割合を80.0%以上に維持する

## 主体の役割分担と連携

県民、国、県市町、県警、関係団体等が適切な役割分担のもと緊密に連携した取り組みが必要

## <施策展開の3本柱>

I 地域安全まちづくり活動の支援（条例7条）

II 子ども、高齢者等の安全確保の支援（条例8条）

III 防犯に配慮した施設の管理・整備の支援（条例9,10条）

## 施策展開 <8つの行動-アクション>

### 《行動1》みんなで安全安心な地域をつくる

- ア 地域安全まちづくり情報の提供（地域へのタイムリーな防犯情報の提供、先進的活動の紹介、成年年齢の18歳への引下げを踏まえた若者の消費者力向上の推進[新]
- イ 自主防犯活動の促進（まちづくり防犯グループの活動促進、防犯グループが利用しやすい支援策の提供）
- ウ 多様な主体の参加の促進（若い世代・現役世代による防犯活動の推進、ながら見守りの普及促進）
- エ 事業所等と連携した防犯の推進（事業所の地域防犯活動への参加促進）

### 《行動2》見えない場所からの攻撃から地域をまもる

- ア 特殊詐欺被害の未然防止（自動録音電話機の普及促進[新]、高齢者を対象とした防犯情報の提供、コンビニ・金融機関等による水際対策の充実、高齢者への啓発・見守り活動の推進）
- イ サイバー犯罪の未然防止（青少年に対するインターネット上での被害防止の啓発[新]、サイバー犯罪未然防止のための広報啓発活動の推進[拡]、青少年のインターネット利用による被害防止対策の推進）

### 《行動3》子どもが安全安心に暮らせる地域をつくる

- ア 地域における子どもの見守り活動の推進（見守り活動に役立つ情報の提供、子育て応援ネットの推進）
- イ 子どもを犯罪から守る対策の強化（子どもの危機回避能力の向上、JKビジネスクラブ対策の推進）
- ウ 児童虐待防止対策の推進（児童虐待防止24時間ホットラインの運営、児童虐待防止医療ネットワーク）
- エ いじめ防止対策の推進（SNSを活用した相談体制、いじめ対応ネットワークの構築）
- オ 地域で支える子どもの健全育成（学校・家庭・地域の連携協力の推進、少年サポートセンターの運営）

### 《行動4》女性が安全安心に暮らせる地域をつくる

- ア 女性の安全安心を支える体制整備（学校等での防犯教室の開催、女性のための相談体制の整備）
- イ 女性を守る対策の充実（DVや虐待、ストーカー等への対応強化、性犯罪等被害者等への支援の充実）

### 《行動5》高齢者、障害者が安全安心に暮らせる地域をつくる

- ア 高齢者を犯罪から守る体制づくり（高齢者の見守り活動の推進、高齢者虐待の防止の強化）
- イ 高齢者を地域で見守る体制づくり（認知症高齢者への見守り体制の強化）
- ウ 障害者の見守り活動の推進（障害者消費トラブルの防止、精神保健福祉体制の充実）
- エ 障害者の差別解消・権利擁護の推進（障害者差別解消のための相談体制整備）

### 《行動6》犯罪被害者等の支援を充実する

- ア 県民・事業者等の理解の促進（団体等と連携した広報の実施、事業者への広報・普及啓発の推進）
- イ 被害者等への支援の充実（相談窓口の充実、性犯罪被害者への支援の充実[拡]、経済的支援の充実、住宅支援）
- ウ 関係機関・団体との連携の強化（市町との連携強化、多様な関係機関・団体等との連携）

### 《行動7》更正支援と再犯防止対策を推進する

- ※更生支援と再犯防止対策について独立した「再犯防止推進計画」を策定する。
- ア 県民・事業者等への理解の促進（社会明るくする運動への参画、地域で見守る機運の醸成）
- イ 就労支援の充実（協力雇用主の拡大・支援、住宅支援の充実、入札・契約制度における優遇措置）
- ウ 福祉的支援を必要とする出所者等への保健・福祉・医療サービスの提供（出所後の生活安定への支援、障害者・高齢者の立ち直り支援、薬物依存者・乱用者の社会復帰支援）
- エ 関係機関・団体等との連携の強化（関係機関連絡会議の設置、国との情報共有・地域の実情に応じた施策推進）

### 《行動8》安全で安心な住みやすい環境づくりの推進

- ア 安全で安心なまちづくりの推進（犯罪防止に配慮したまちづくり、空家の適正管理、バリアフリー整備基準に適合した施設整備、道路の歩車分離の推進、鉄道駅舎ホームドアの設置促進）
- イ 防犯カメラ等の設置による犯罪の抑止（防犯グループ等による設置促進、商店街等の防犯カメラ整備支援）
- ウ 住宅の防犯性の向上（防犯優良マンション供給の推進、防犯優良機器の普及促進）
- エ 繁華街等の環境の浄化（客引き行為等の防止に関する条例の推進）
- オ 薬物乱用防止対策の推進（危険ドラッグ販売店等の指導取締、薬物相談の充実）
- カ 地域で見守るしくみの充実（ひょうご地域安全SOS電話相談の運営）

地域社会の力を基本とした安全・安心な兵庫の実現